

令和8年8月28日

兵庫県内の行政相談委員が 総務大臣表彰を受賞

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者であり、国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として、全国に約5,000名(各市(区)町村に1名以上、兵庫県内では165名)が配置されています。

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、様々な行政分野に関する苦情・相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知等を行っています。

これら行政相談委員のうち、永年、委員として活躍され、その功績が特に顕著であった方を総務大臣が毎年表彰しています。今年は全国で99名の委員が受賞され、兵庫県内では4名の委員が受賞されます。

- 1 表彰式日時：令和8年10月5日（月） 午前10時～
- 2 表彰式会場：京王プラザホテル 5階 コンコードボールルーム
(東京都新宿区西新宿 2-2-1)

3 兵庫県内の受賞委員

・ 安藤 悦子	委員	〔神戸市担当〕
・ 濱詰 純子	委員	〔神戸市担当〕
・ 古屋敷 達夫	委員	〔伊丹市担当〕
・ 山本 喜代治	委員	〔丹波篠山市担当〕

※受賞者の主な功績は、別紙参照

【お問合せ先】

総務省 兵庫行政評価事務所 行政相談課

(**ま**く**み**兵庫)

担当：矢部、永井

電話：078-331-9096 Fax：078-333-7919

E-mail：hyogo30@soumu.go.jp



行政相談のマスコット
キクーン

別 紙

令和 8 年度総務大臣表彰を受賞する行政相談委員（兵庫県内）の主な功績

（令和 8 年 10 月 5 日時点）

あんど う えつ こ 安 藤 悦 子	委員〔神戸市担当〕
	委嘱期間： 平成 20 年 1 月～現在（18 年 9 か月） 主な功績： 他 3 名の区担当委員と協同で、定期的に区役所で定例相談所を開設しているほか、年に 2 回程度巡回相談所にも出席しており、相談内容を傾聴し、丁寧な回答に努めている。 また、長年にわたり、相談所という形態にこだわらず、日頃から地域住民からの行政に関する苦情・要望を積極的に拾い上げ、相談事案とするなど、日常生活に根ざした相談活動を積極的に行っている。

はまづ め じゅん こ 濱 詰 純 子	委員〔神戸市担当〕
	委嘱期間： 平成 20 年 11 月～現在（17 年 11 か月） 主な功績： 毎月、区役所において定例相談所を開設し、長年にわたり常に相談者の困りごとを傾聴、丁寧かつ的確な助言をするなど、熱意を持って委員活動に取り組み、行政運営の改善に尽力している。 また、行政相談月間に合わせて特設相談所を開設しているなど、行政相談（委員）制度の認知度向上を日頃から図っている。このほか、地域で開催されている各種会合にも参加し、その場において相談事案を聞きつつ、行政相談（委員）制度の周知を図っている。

こやしき たつお
古屋敷 達夫

委員〔伊丹市担当〕



委嘱期間： 平成 25 年 4 月～現在（13 年 6 か月）

主な功績： 他 3 名の伊丹市担当委員と協同で、毎月、市役所で定例相談所を開設し、相談者に対して親身になって対応し、的確に助言するなど、行政相談業務に強い熱意を持って取り組んでいる。毎年、市民が相談をしやすいよう、市北部及び南部で特設の相談会を開催している。

また、他の委員と協同で、地元のコミュニティ FM に出演するなど、行政相談（委員）制度の認知度向上に尽力している。

やまもと きよじ
山本 喜代治

委員〔丹波篠山市担当〕



委嘱期間： 平成 26 年 9 月～現在（12 年 1 か月）

主な功績： 毎月、市民センターや健康福祉センターにおいて定例相談所を開設し、地域住民からの相談に親身になって傾聴するとともに、的確な助言を行い、行政相談業務に強い熱意を持って取り組んでいる。丹波地区の自主研修会では他地区委員との意見交換会を行うなど、委員間の情報交換による知識習得にも努めている。

また、定例相談だけでなく、地元での出前教室や行政相談懇談会の開催にも力を入れており、行政相談（委員）制度の認知度向上を図るとともに、当該行事で出た相談事案についても速やかに現地確認を行うなど、迅速な相談対応を行っている。

行政相談制度について

1 行政相談とは

- 行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。令和7年度では、**全国で年間約 12 万 1 千件**の相談を受け付けています。
- 行政相談は、全国の総務省行政相談センターきくみ（行政評価事務所等）への来訪、手紙（FAXを含む）、全国共通の電話（**行政苦情 110 番**）**0570-090110**やインターネット等のほか、行政相談委員が開設する相談所で受け付けています。

2 行政相談委員とは

- 行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者であり、国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として、全国に約 5,000 人（各市（区）町村に 1 人以上）が配置されています。
- **兵庫県内には 165 人の行政相談委員が配置**され（令和8年8月時点）、市（区）役所、町役場、公民館等で定期的に相談所を開設するなどして、様々な行政分野に関する苦情・相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知等を行っています。

行政相談委員についての更に詳しい情報は、以下の QR コードから、「行政相談委員オフィシャルウェブサイト」を御覧ください。



兵庫県内の行政相談委員が開設する相談所の一覧は、以下の QR コードから事務所 HP を御覧ください。



3 行政相談による改善事例

〈相談内容〉

水路に枯葉などが詰まって住宅に水が流れ込んでしまうので、改善してほしい。



〈対応結果〉

行政相談委員が現地調査の上、関係機関へ対応を依頼した結果、住宅敷地内への流入を防ぐ対策が施された。

